

大規模行為景観形成基準に基づく配慮事項（土地の区画形質の変更）

	事 項	景 観 形 成 基 準	配 慮 の 内 容
大規模行為に共通する事項	(1)基本的遵守事項	ア、優れた景観の形成（地域の個性の尊重、周辺との調和） イ、市町村条例との整合 ウ、住民協定等との整合 エ、周辺の景観に著しい影響を及ぼす可能性がある場合の景観検証	
	(2)位 置	ア、景勝地等及びその周辺地域における、行為地の選定に当たっての配慮 イ、優れた景観資源に近接する場合の保全に対する配慮 ウ、主要幹線道路等からの後退 エ、行為地が山稜の近傍にある場合、稜線を乱さないための配慮	
	(3)敷地の緑化	ア、敷地内の緑化 イ、既存樹木の修景への活用 ウ、周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木による境界囲い	
	(4)その他	ア、敷地内の施設間及び周辺との調和 イ、屋外駐車場の出入口の限定と遮蔽 ウ、屋外照明の光量 エ、行為期間中の修景 オ、その他	
土地の区画形質の変更	(1)変更後の形状	ア、長大な法面、擁壁等を生じない配慮 （イ）できる限り緩やかな勾配 （ロ）周辺の景観と調和した形態及び材料 （ハ）自然植生と調和した緑化等による修景 イ、跡地利用計画を考慮した行為の実施、行為終了後の速やかな計画の実施 ウ、行為終了後の緑化等による速やかな修景	
	(2)その他	ア、土地の不整形な分割又は細分化を避けるための配慮 イ、埋立て又は干拓に当たっての護岸、堤防等の工夫	